誓約書

監事

各監事について、次に適合していることを誓約します。

一　私立学校法第４６条第１項各号に該当しない者であること

　二　評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねる者でないこと

　三　監事のうちに，他の監事又は２人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと。

年　　月　　日

学校法人　　　　学園

　設立代表者

（注）

１　「学校法人」は、寄附行為認可申請を行う場合においては、設立しようとする学校法人の名称とすること

２　「設立代表者」は、合併認可申請を行う場合は合併しようとする各学校法人の理事長、理事・監事・評議員・会計監査人変更届を行う場合は当該学校法人の理事長とすること。

３　「特別利害関係」は、私立学校法第31条第６項に規定するものをいう。

４　私立学校法の一部を改正する法律（令和５年法律第21号）附則第２条第２項に規定する経過措置期間中は、「２人以上」は「３人以上」と変更することができる。